

独自利用事務の情報連携 ～多く届け出られている独自利用事務の御紹介～

令和6年5月

個人情報保護委員会事務局 法制・調整担当

【おことわり】

- ・本資料は、多くの地方公共団体において実施されている事務について、独自利用事務の情報連携制度を活用する場合、
 - ①どの「事例」に該当するか
 - ②どのような利用特定個人情報を情報連携できる可能性があるか を簡潔に説明するために作成しています。詳細については、届出照会時にお送りする資料や、個人情報保護委員会ホームページで公表している資料を御確認ください。
※個人情報保護委員会ホームページ：<https://www.ppc.go.jp/legal/dokujiriyoujimu/>
- ・用語について、資料内では以下略称を用いています。
 - 番号法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
 - 利用特定個人情報提供省令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）
 - 委員会規則：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）
 - 特定個人番号利用事務：番号法別表の各項下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令（利用特定個人情報提供省令第2条の表）で定めるもの
 - 法定事務：特定個人番号利用事務のうちいずれかの事務
 - 独自利用事務：番号法第9条第2項の規定により、社会保障・地方税・防災に関する事務その他の事務であって、各地方公共団体が条例（いわゆる番号条例）で定める事務
 - 利用特定個人情報：番号法第19条第8号に基づき特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令（利用特定個人情報提供省令）で定めるもの
- ※その他、資料中で記載する利用特定個人情報の名称については、簡略化表記としていますので御了承ください。

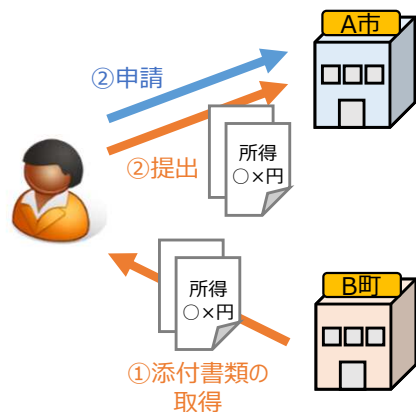
独自利用事務の情報連携とは

- マイナンバーの利用は、原則として番号法に定められた事務に限定されているが、地域の自主性の観点から、地方公共団体が条例で定める事務についても番号を利用することができる（番号法9条第2項、**独自利用事務**）。
- 独自利用事務のうち、いずれかの**法定事務**（特定個人番号利用事務のうちいずれかの事務）に**準ずる**ものであって委員会規則で定める要件を満たすものは、**個人情報保護委員会に届出を行う**ことで、他団体等との利用特定個人情報の照会・提供（**情報連携**）ができる（番号法第19条第9号、**独自利用事務の情報連携**）。
- **申請者にとっては、提出する添付書類の大幅な削減となるほか、地方公共団体の職員の事務の効率化も図ることができる。**

独自利用事務の情報連携制度

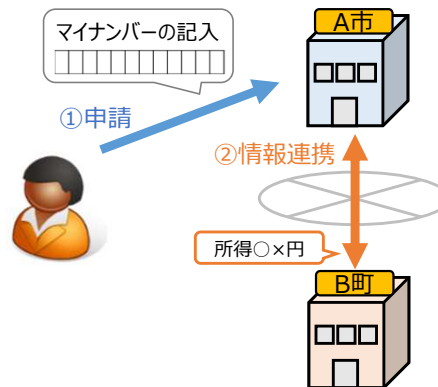
（例）申請者がB町からA市に転入し、A市で給付金（A市独自の事務）の申請を行う場合

これまで



転入先のA市は、転入元のB町の情報を保有していないため、申請者にB町から添付書類を取得してもらう必要がある。

情報連携



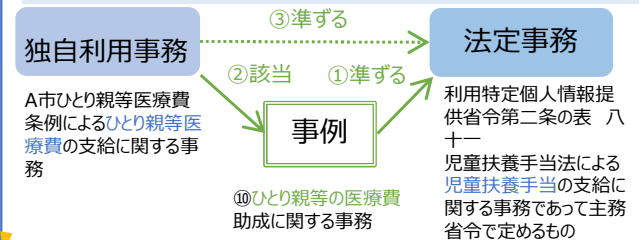
A市とB町の間で専用のネットワークを経由して情報をやり取りすることで、**添付書類の提出が不要**になる。

委員会規則で定める要件

- ① 独自利用事務の**趣旨**又は**目的**が、法定事務の根拠となる法令の趣旨又は目的と**おおむね同一**であること。
- ② その事務の**内容**が、法定事務の内容と**類似**していること。

独自利用事務の事例

- 委員会規則で定める情報連携の要件を満たす典型的な事務を、あらかじめ**事例**として決定し、事例に則して届出を受け付けている。
- 現在、**40事例**を公表（年1回要望受付）。



参考資料として、各団体で実施している事務が「事例」に当てはまるか確認する手順を説明する資料を添付していますので、御参照ください。

多く届け出られている独自利用事務一覧

上から順に、届出の多い
上位5事務です
※令和6年5月現在



独自利用事務の事例	準ずる先の法定事務 (カッコ内は事例番号※)	照会できる主な利用 特定個人情報 (簡略化)	省略可能な書類例
⑭ 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ■特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (67-1) ■特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (68-1) ■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの (108-1) ■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (109-1) 	<ul style="list-style-type: none"> ■道府県民税又は市町村民税に関する情報 ■身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ■健康保険法等による保険給付の支給に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ■課税証明書 ■身体障害者手帳 ■健康保険証
⑩ ひとり親等の医療費助成に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ■児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (57-1) ■母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (65-1) 	<ul style="list-style-type: none"> ■道府県民税又は市町村民税に関する情報 ■児童扶養手当の支給に関する情報 ■健康保険法等による保険給付の資格者等に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ■課税証明書 ■児童扶養手当証書 ■健康保険証
① 子どもの医療費助成に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ■児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (9-1) ■母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの (70-1) ■児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (74-1) 	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村民税に関する情報 ■健康保険法等による保険給付の資格者等に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ■課税証明書 ■健康保険証
⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下「障害者総合支援法」という。) に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務 (日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)	<ul style="list-style-type: none"> ■特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (67-5) ■特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (68-5) ■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの (108-5) ■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (109-5) 	<ul style="list-style-type: none"> ■道府県民税又は市町村民税に関する情報 ■生活保護実施関係関係情報 ■身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ■課税証明書 ■生活保護受給証明書 ■身体障害者手帳
⑥ 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について (昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ■生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの (26-1) 	<ul style="list-style-type: none"> ■失業等給付関係情報 ■児童扶養手当の支給に関する情報 ■道府県民税又は市町村民税に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ■雇用保険受給資格者証 ■児童扶養手当証書 ■課税証明書

※事例番号：準ずる先の法定事務ごとに番号を付したものです。事例番号は、年3回行う届出照会の際に御案内しています。

おわりに

○独自利用事務の情報連携に関するお問合せは随時受け付けています。

- 都道府県を通じて行う必要はなく、直接個人情報保護委員会事務局へお寄せください。
- 「番号条例の改正等の対応まで行ったにもかかわらず、届出書が受理されない」といった事態にならないよう、**確認依頼のあったケースについては、事前に届出内容の確認を行っています。**
- お問合せは以下メールアドレスへお願いします。
kouhou.bangou@ppc.go.jp

○他の地方公共団体の届出書が簡単に検索できるシステムがあります。

- 令和4年度から、届出事務の効率化を図るため、「独自利用事務システム」の運用を開始しています。
- 同システムでは【届出書検索サービス】において、すべての有効届について公表しています。
届出機関や事例番号で条件を指定して簡単に検索することができるため、例えば、新しく届出を検討している事務について、類似の独自利用事務を行っている他の地方公共団体の届出書を参考に、届出書の作成を行うことができます。

【届出書検索サービス】 <https://www.dokuji.ppc.go.jp/>

※どなたでも操作可能で、アカウントは不要です。

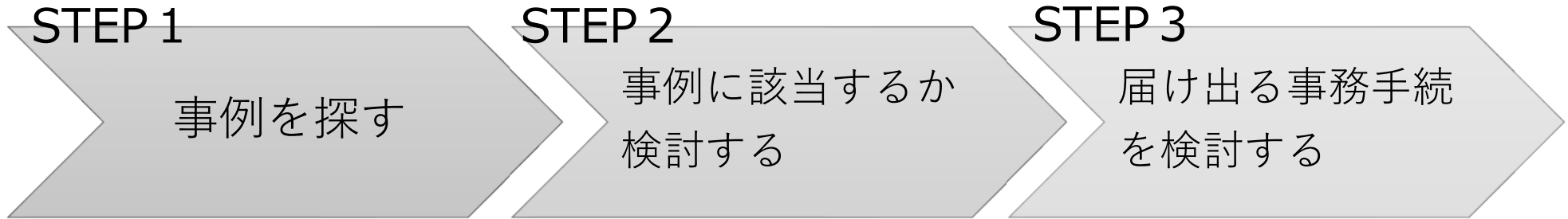
【アカウント申請ページ】 https://www.dokuji.ppc.go.jp/request_users/create

※届出を行うためには、上記URLからアカウント登録が必要です。自治体コードやメールアドレスを登録することで簡単にアカウントが作成できます。

参考資料

～「事例」に該当するかの確認方法について～

《確認手順》



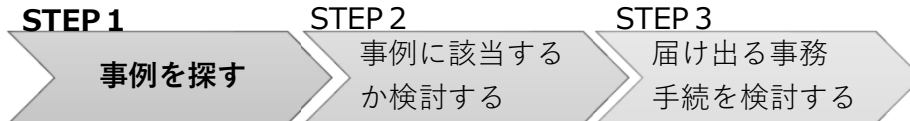
- 次ページ以降では、各地方公共団体で行われている独自利用事務について、主に、独自利用事務の「事例」に当てはまるかの確認をどのように行うか、を解説することを目的として作成しています。
- 独自利用事務の情報連携制度を取り入れるに際しての地方公共団体における全体的な準備事項については、以下資料を御参照ください。
 - ・ 独自利用事務の情報連携に関する手引
 - ・ 独自利用事務の情報連携の利用開始に必要な庁内準備事項について※ 上記資料は、個人情報保護委員会のホームページに最新版を掲載しています。
<https://www.ppc.go.jp/legal/dokujiriyoujimu/tetsuduki/#tetsu1>
- 独自利用事務の情報連携に関する届出書を作成される際には、本資料のほか、届出照会時に添付している届出書記載例等の資料を合わせて御参照ください。

〇〇市の福祉課で行っている、「こどもの医療費助成事業」に情報連携制度を取り入れたいけれど、「独自利用事務の情報連携」制度は利用できる？



次ページから、各団体で行っている独自利用事務が「事例に該当するか」を確認する方法について、例を交えながら説明しています！

STEP1：独自利用事務が該当する「事例」を探す



〇〇市で行う独自利用事務（こどもの医療費助成事務）について、該当する「事例」がないか検討する。

【参考1】情報連携の対象となる独自利用事務の事例

() 内は準ずる利用特定個人情報提供省令第2条の表の項
《 》内は給付等の内容が類似する利用特定個人情報提供省令第2条の表の項

次ページでは、このうち、利用特定個人情報提供省令第2条の表13の項に準ずるか検討します。

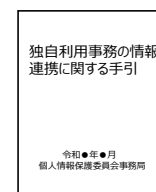
- ① 子どもの医療費助成に関する事務 (13、96、106)
- ② 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務 (13)
- ③ 障害児通所給付費等の支給に関する事務 (14、15)
- ④ 障害福祉サービスの提供に関する事務 (14、15)
- ⑤ 予防接種に係る実費の徴収に関する事務（法定事務に係るものを除く。） (28)
- ⑥ 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務 (42)
- ⑦ 地方公共団体が公営住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務 (53)
- ⑧ 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務） (59)
- ⑨ 地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務 (76)
- ⑩ ひとり親等の医療費助成に関する事務 (81、90) 《13》
- ⑪ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務 (81)
- ：
- ③9 国民健康保険の被保険者を対象とした健康診査の受診費用の助成に関する事務 (69)
- ④0 結婚生活支援のための給付金の支給に関する事務 (155)

💡「事例」とは？

個人情報保護委員会では、独自利用事務の情報連携の対象となりうる事務を明確にするため、地方公共団体から要望のあった事務について、関係府省と協議の上、要件に合致する典型的な事務を「事例」として決定しています。届出は、この事例に即して受け付けることとしており、届出の際に該当する事例を選択することで、準ずる先の法定事務を特定しています。

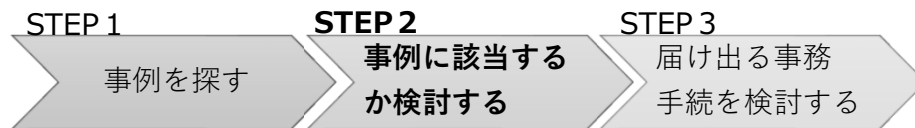
★STEP 1のゴール★

福祉課で行っている、こどもの医療費助成事務は、事例一覧を見ると「①子どもの医療費助成に関する事務(13,96,106)」が近そうだ。



上記の一覧は、「独自利用事務の情報連携に関する手引」に掲載しています。https://www.ppc.go.jp/files/pdf/dokuji_tebiki.pdf

STEP2：独自利用事務が「事例」に該当するか検討する



〇〇市で行う独自利用事務（こどもの医療費助成事務）が、法定事務（児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第2条の表13の項。（以下「表13の項」という。））に準ずるか検討する。

独自利用事務（こどもの医療費助成事務）	法定事務（表13の項）に準ずる要件	可否
<p>独自利用事務の根拠規範を確認する。</p> <p>～〇〇市こどもの医療費助成条例～</p> <p>■ 対象者 <small>第〇条 この条例による医療費の補助を受けることができる者は、〇〇市の区域内に住所を有する こども（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の保護者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) その監護するこどもが15歳に達する日の翌日の属する年までの各年の前年(当該子どもが1月1日から6月1日までの間に出生した場合においては、前々年)の所得(規則の定めるところにより算出した所得をいう。以下同じ。)が制限額未満である者 (2) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受ける等特別の事情があると市長が認めた者</small></p> <p>■ 事業の目的 <small>第〇条 この条例は、こどもに係る 医療費の一部を補助することにより、こどもの保健の向上を図り、もつて子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。</small></p> <p>■ 事務内容 <small>第〇条 補助の対象となる医療は、次に掲げるものとする。 (1) こどもに対する入院に係る医療 (2) 略 <small>第〇条 第4条の規定により補助すべき医療費の支払等については、規則の定めるところにより行うものとする。</small></small></p>	<p>次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。</p> <p>(1)法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合</p> <p>①独自利用事務の対象者が、児童福祉法第四条第一項に定める「児童」に該当する者又はその保護者であつて、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <small>第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。 一 乳児 満一歳に満たない者 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者</small> </div> <p>②独自利用事務の目的が、児童等の健やかな育成である場合（独自利用事務の根拠規範において「育成」、「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）</p> <p>(2)法定事務の内容と類似すると認められる場合</p> <p>①独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）</p> <p>②利用特定個人情報提供省令で定める事務手続の類型との類似性</p>	<p>可否</p> <p>○</p> <p>本件事務の対象者は、おおむね児童福祉法第4条第1項に定める児童（の保護者）といえる。</p> <p>○</p> <p>本件事務の目的は「こどもの健やかな成長」である。</p> <p>○</p> <p>本件事務は、医療費の一部を助成するもので、金銭の支給である。</p> <p>○</p> <p>具体的な事務手続に関するものであるため、STEP3で検討</p>

→ 〇〇市で行う「こどもの医療費助成事務」は、表13の項の事務に準ずるものと整理できる。

※利用特定個人情報提供省令で定める事務手続の類型との類似性は次ページで検討します。



★STEP2のゴール★

〇〇市で行っているこどもの医療費助成事務は、表13の項に準ずる事務である、と確認できた！

STEP 3 : 届け出る事務手続を検討する

STEP 1

事例を探す

STEP 2

事例に該当するか検討する

STEP 3

届け出る事務手続を検討する

〇〇市で行う独自利用事務（こどもの医療費助成事務）について、具体的にどの事務手続を届け出るか検討する。また、利用特定個人情報の利用・取得根拠について確認する。

届出書（例） 抜粋

【事務①】認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

〇〇市こどもの医療費助成条例

第4条 こども医療費受給者証の交付を受けようとする者は、こども医療費受給者資格認定申請書（様式第1号）により、次に掲げる書類を提示して市長に申請しなければならない。

(1) 健康保険の被保険者証

(2) 子どもの保護者がその年の1月1日において他の市町村に住所を有していたときは、所得を明らかにすることができる当該市町村の長の証明書

第5条 次に掲げるものは助成対象者とししない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 前号のほか規則で定める者

第6条 **市長は、第4条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、**受給資格を有する対象者に受給者証を交付しなければならない。

【事務②】認定の変更の認定に関する事務

〇〇市こどもの医療費助成条例

第8条 対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、14日以内に、こども医療費受給者証変更届（様式第2号）に受給者証を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 受給者証の記載事項に変更を生じたとき。

(2) 加入医療保険の被保険者証等の記号番号若しくは加入医療保険の保険者、保険者の所在地若しくは名称に変更があったとき、又は当該医療費の給付の内容に変更を生じたとき

2 **市長は、前条の規定による届出を受理した場合において、条例第〇条の規定に該当すると決定したとき**には、受給資格者証を交付するものとする。

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

2. 都道府県名	〇〇県	...	執行機関名 〇〇県〇〇市
3. 市区町村名	〇〇市	...	
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	...	子どもの医療費助成に関する事務

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1	(1) 準ずる先の法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号	〇〇市こどもの医療費助成条例第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	こどもの医療費支給に関する資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号イ	〇〇市こどもの医療費助成条例第5条第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号ハ	〇〇市こどもの医療費助成条例第4条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号ニ	〇〇市こどもの医療費助成条例第4条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
事務2	(1) 準ずる先の法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号	〇〇市こどもの医療費助成条例第8条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	こどもの医療費支給に関する資格認定の変更の認定に審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号イ	〇〇市こどもの医療費助成条例第8条第1項(様式第2号)
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号ハ	〇〇市こどもの医療費助成条例第8条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

手順 1

独自利用事務について、具体的にどの事務手続で届出を行うか検討します。なお、届け出る事務手続は、独自利用事務の根拠規範で定められている必要があります。
※根拠規定：申請する、審査する などが規定されている箇所

手順 2

前ページで保留した、法定事務に準ずるための要件（2）②について、
・準ずる先の法定事務に関する利用特定個人情報提供省令で定められている事務手続の類型
・独自利用事務の根拠規範で定められている事務手続の類型
との類似性で判断します。

手順 3

届け出る利用特定個人情報について、利用・取得根拠を確認します。根拠規範で利用・取得根拠が読み取れない利用特定個人情報は届け出られません。
※利用・取得の根拠が根拠規範の条文ではなく、申請書等の様式にしか記載されていない場合でも、届出が可能な場合があります。詳細は「独自利用事務の情報連携に関する手引」Q5.2-4を御参照ください。



★STEP 3のゴール★

事務手続の類似性の確認、利用特定個人情報の利用根拠の確認を行い、届出書に落とし込めた！

結論

STEP 1～3の検討により、〇〇市こどもの医療費助成の事務は、事例「⑩子どもの医療費助成に関する事務」に該当し、STEP 3のように届出書を作成し、届け出ることで独自利用事務の情報連携が可能となります。